2013 年 3 月 15 日 ユーピーアール株式会社 カーシェアリング事業本部

会員規約、貸渡約款変更のご案内

平素より、格別のお引き立てをいただき厚くお礼申し上げます。

会員の皆さまには車内美化や時間内返却など、日頃よりご協力を頂き御礼申し上げます。

さて、当社のカーシェアリング車両につきまして、これまでの<u>事故の発生状況から保険・補償の見直しをせざるを得ない状況</u>になりました。つきましては会員規約、および貸渡約款の変更と一部料金プランの見直しを致します。別紙にて変更内容をまとめましたのでご確認くださいますようお願い申し上げます。

「<u>upr カーシェアリング会員規約</u>」、「<u>upr カーシェアリングシステム貸渡約款</u>」、「<u>貸渡約款</u> 変更のポイント、および料金プランの追加について」をお目通しの上、何卒ご了承いただきますようお願い申し上げます。

また、登録運転者によるご利用は、すべて会員様の責任にて行っていただくようになっておりますので、登録運転者をご登録いただいております会員様におかれましては、<u>当案内をすべ</u>ての登録運転者にご周知いただきますようお願い申し上げます。

誠に勝手ながら、<u>2013 年 3 月 31 日までにご退会になられない場合は、変更後の会員規約、</u>および貸渡約款にご同意いただけたものとさせていただきます。

今後とも、安全運転を心掛け、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1. 適用開始日 2013年4月1日
 - 変更内容 ① 保険・補償内容に関する変更(貸渡約款:第35条)
 - ② 料金改定時の料金計算のタイミングに関する変更(貸渡約款:第11条)
 - ③ 運転者 ID の発行に関する変更(会員規約:第6条、第7条)
 - ④ 車両の位置情報の取得に関する変更(貸渡約款:第22条)

※①②に関しては変更のポイントを別にまとめてありますのでホームページの「新着情報」からご確認ください。

以上